

厚岸町空家等管理活用支援法人の指定等の基準

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、「厚岸町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）第3条第1項で定める事項について審査の判断とすべき基準を次のとおり定める。

第1 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであるため、次の各号いずれにも適合すること。

- 1 町内に支援業務を行う区域があること。
- 2 指定を受けようとする支援業務が次に掲げる業務であること。
 - (1) 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対する当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助
 - (2) 委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務
 - (3) 委託に基づく、空家等の所有者等の探索
 - (4) 空家等の管理又は活用に関する調査研究
 - (5) 空家等の管理又は活用に関する普及啓発
 - (6) その他の空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務
- 3 指定を受けようとする支援業務の範囲が定められていること。
- 4 支援業務について、町が実施することが困難であると認められるもの。
- 5 支援業務を行うために必要な組織体制及び人員体制が確保されていること。
- 6 支援業務が法第7条第1項の空家等対策計画に適合していること。
- 7 空家等対策協議会に参画するなど町との連携体制が整っていること。
- 8 支援業務を行う区域内にある関連団体や専門家等と連携した活動体制が整っていること。
- 9 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の支援業務の実施に関する法令等を遵守するために、適切な管理等を行うことができる体制が確保され、

必要な措置等が講じられていること。

第2 支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであるため、次の各号いずれにも適合すること。

1 経理的な基礎を有するものである要件として次に掲げる基準に適合すること。

(1) 支援業務に必要な財源を有していること。

(2) 債務超過の状態にないこと。

2 技術的な基礎を有するものである要件として次に掲げる基準に適合すること。

(1) 申請者は指定を受けようとする支援業務について過去5年以内（申請年度を含まない。）に概ね3年以上の実績があること。

(2) 指定を受けようとする支援業務について、当該業務の実務経験を概ね3年以上有する職員が実際の支援業務に関与するものであること。

ただし、町長が認める者については、この限りでない。

第3 組織、役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることから、次の各号のいずれにも適合すること。

1 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

2 法第25条第3項の規定に基づき指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

4 役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、以下に掲げる者でないこと。

(1) 未成年者

(2) 成年被後見人又は被保佐人

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 禁固以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しない

者

- (5) 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
- (6) 法第25条第3項の規定に基づき指定を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない法人の役員であった者
- (7) 暴力団員等
- (8) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (9) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (10) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (11) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

5 厚岸町及び道内市町村、北海道、国などから過去5年間、指名停止処分を受けてないこと。

6 法人の役員が他の支援法人に所属していないこと。

7 法人の所在地が他の支援法人と重複していないこと。

8 法人の電話番号が他の支援法人と重複していないこと。

第4 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあることから、次の各号いずれにも適合すること。

1 組織内において、支援業務とそれ以外の業務をそれぞれ独立した部署で行うなど、他の業務との分離がなされていること。

2 支援業務以外の業務で営利を目的とする事業（営利目的に繋がる事業を含む。）が組織内にある場合は、前号の規定によるほか、個人情報の管理を区分することなどにより、個人情報等の二次利用を防止する措置が講じられたものであること。

第5 第1から第4までに定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであるため、次の各号いずれにも適合すること。

1 定款において空家等の管理又は活用を図る活動を行うことを目的として実施することが記載されていること。

2 支援業務を実施するために必要な記載がされていること。

3 支援業務の実施のための意思決定がなされていること。

4 法人の事業活動が暴力団員等に支配されていないこと。